

衆議院

農林水産委員会

會議録第十一号

平成九年四月十六日(水曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長 石橋 大吉君

理事 原田 義昭君

理事 松下 忠洋君

理事 北村 直人君

理事 小平 忠正君

理事 石破 茂君

理事 大島 理森君

理事 大村 秀章君

理事 瓦 力君

理事 実川 幸夫君

理事 田野瀬良太郎君

理事 野呂田芳成君

理事 牧野 隆守君

理事 茂木 敏充君

理事 井上 喜一君

理事 木幡 弘道君

理事 城島 正光君

理事 松沢 成文君

理事 矢上 雅義君

理事 日野 市朗君

理事 前島 秀行君

理事 辞任 同日

理事 大野 松茂君

理事 大村 秀章君

理事 林 鈴木

理事 宮本 春名

理事 佐々木洋平君

理事 菅原 嘉重郎君

理事 御法川 英文君

理事 村岡 兼造君

理事 山本 公一君

理事 仲村 淳君

理事 辞任 同日

理事 大野 松茂君

理事 金田 藤本

理事 山本 賢君

理事 高木 徹君

農林水産省構造改善局長

農林水産省農業局長

農林水産省経済局長

農林水産大臣官房長

出席政府委員

出席國務大臣

農林水産大臣

農林水産省農業局長

農林水産省経済局長

農林水産省構造改善局長

各委員会、厚生委員会でありますとか商工委員会、また予算委員会分科会、いろいろなところで御質問させていただいてきたわけでござりますが、この農林水産委員会は私にとりましても特別の意味がございまして、そういう意味では本日は大変緊張しております。そういう意味で、藤本農林水産大臣初め皆様方には明快な御答弁をお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、この法案の質問に入る前に、農政の基本的な方向づけについて御質問させていただきたいというふうに思っております。

このたび政府は食料・農業・農村基本問題調査会を設置をされて、今後の我が国におきます食料、農業、農村についての展望、また経済社会における位置づけといつたものを明確にしながら、新たなる基本法の制定に向けて今後検討を始めるこというふうにお伺いをしておるわけでございます。

この問題につきましては、私も地元の方でよく話をするわけでござりますけれども、現在の農業基本法ができまして三十六年経過をしておりました。この間、農業、農村をめぐる状況は大変大きく変わりました。私の地元も、かつては日本のデジマーカというふうに言われたところでございまして、大変農村地帯、田園地帯であったわけですが、この間、都市化、工業化という形で大きく変わりました。こうした例は日本全国にたくさんあるというふうに思っております。そういう中で、かつてはいわゆる農業関係者が多数派であったということであるわけでございます。ちょうど農業基本法ができた年、昭和三十六年には農業従事者が二六%といったような数字もあったわけでございますが、今ではもう一ヶた、いわゆる少數派ということにもなってきているのではないかと思つております。

○石橋委員長 これより会議を開きます。
参考人出頭要求に関する件
農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)は本委員会に付託された。

○石橋委員長 これより会議を開きます。
参考人出頭要求に関する件
農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

補欠選任

吉川 貴盛君

田野瀬良太郎君

大野 松茂君

大村 秀章君

林 鈴木

丹羽 雄哉君

木部 佳昭君

熊谷 市雄君

佐々木洋平君

菅原 嘉重郎君

御法川 英文君

村岡 兼造君

山本 公一君

仲村 淳君

安住 正治君

大野 松茂君

大村 秀章君

林 鈴木

丹羽 雄哉君

木部 佳昭君

熊谷 市雄君

佐々木洋平君

菅原 嘉重郎君

御法川 英文君

村岡 兼造君

山本 公一君

仲村 淳君

大野 松茂君

大村 秀章君

林 鈴木

○石橋委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大村秀章君。

○大村委員 自由民主党の大村秀章でござります。本日は、農林水産省設置法の一部を改正する法律案につきまして、御質問させていただきま

す。私は、昨年十月に初めて議席をいただきまして、

こうした中で、農業、農村が果たすべき役割を、この際多くの方の御意見、御議論をいただく本当にいい機会だと思います。そして、国民全体の議論を巻き起こす中で新しい基本法、新しい農政の位置づけ、方向づけといったものをすべきではないかというふうに思うわけです。そして、できるだけ農業、農村のシンパといったものをふやしていく、そうしたことがどうしても必要だというふうに思つております。

こうした観点から、今後の基本法の検討に当たりましての考え方、大臣の基本的な考え方をまずお伺いをしたいというふうに思つります。

○藤本國務大臣 新しい農業基本法の問題についての考え方を御質問されたわけでございます。

新しい農業基本法の問題についての考え方を御質問されたわけでございます。いろいろ先ほどお話をございましたように、農業基本法、農業について言えば、中心になる憲法のような法律でありまして、この農業基本法ができましたから三十六年たっております。社会情勢も変わってきましたし、また国際化も進んできただ、こういう大きな変化の中で、この見直しという問題が非常に強く求められてまいりました。その上、今橋本内閣が掲げてあります六つの改革の中で行政改革、それから財政構造改革、また経済構造改革、そういう改革の一環としても農業の改革を進めていかなければならぬというふうに考えておるわけでございます。この新しい基本法をぜひ早くつくりまして、その基本法に基づいて農業を築いていく、このように考えておるわけでございます。

食料・農業・農村基本問題調査会、総理の諮問機関として総理府に設置をいたしておりまして、第一回目の会合は今月十八日に予定しておりますが、この調査会におきまして、二年間を考えておられますけれども、ことし一年でこれから日本の農業の方向について大筋の方向づけをしていただきます。来年はその方向づけの中から各論にわたって具体的に結論を出していただき、法律改正も含

めて、日本の新しい農業の発展のために我々としても新しい基本法をつくり、それを内容に応じてお伺いをしたいというふうに考えております。

その場合に、特に三十六年前と違いまして、委員の人選につきましても、消費者の代表の方にも入つていただいておりまして、これは三十六年前にはそのような構成ではございませんでした。生産者だけではなくて、消費者の側からの視点もこの調査会で十分御議論をしていただき、そういうふうに考えておるわけでございます。

○大村委員 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていくというふうにしておるわけでございまして、その中でありますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうに思つております。

それでは、今回御提案をされております農林水産省設置法の一部を改止する法律案につきまして御質問させていただきたいというふうに思つております。

今回のこの法案の改止内容、これまで経済局農協議、そしてまた林野庁、水産庁、それぞれに分かれおりました各協同組合の検査関係を官房の方に一括する一元化をするという内容というふうにお聞きをしておるわけでございます。

私はことで恐縮でございますが、私自身、その農業機能の一層の強化と経営の効率化、健全化を図つていくことが急務であると認識をいたしております。

○藤本國務大臣 農協系統組織につきましては、事業機能の一層の強化と経営の効率化、健全化を必要性を認識いたしまして、二〇〇〇年に向けて農協の広域合併、連合会の統合を推進するとともに、経営の効率化、健全化に取り組んでおります。

さきの農協改革関連法によりまして講じました措置、中金と信連の統合であるとか業務執行体制の強化であるとか自己資本の充実、監査体制の強化、こういう、農協改革関連法によりまして講じた措置の適切な運用によりまして、農協の事業、組織の改革、経営の健全性の確保が図られる、そのように考えております。

○大村委員 今回この法律が出来まして、そして検査の組織が統合されるということではございませんからこれはこうすべきだ、こう改編すべきだなどしておられるということを指摘をするということは大変意義があるというふうに思つておるわけでございます。

そういう意味で、これまでいろいろ、農協課に検査官室をつくるとか、いろんな意味で強化をしてきたというふうに承知をしておるわけでございま

いますが、今回これまでのそれぞれの部局に分かれておった検査関係を一堂に集めるということではある意味では抜本的な改正ということではないかと思うわけであります。

その場合に、特に三十六年前と違いまして、委員の人選につきましても、消費者の代表の方にも入つていただいておりまして、これは三十六年前にはそのような構成ではございませんでした。生産者だけではなくて、消費者の側からの視点もこの調査会で十分御議論をしていただき、そういうふうに思つております。

○大村委員 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていくというふうにしておるわけでございまして、その中でありますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうに思つております。

それでは、今回御提案をされております農林水産省設置法の一部を改止する法律案につきまして御質問させていただきたいというふうに思つております。

今回のこの法案の改止内容、これまで経済局農協議、そしてまた林野庁、水産庁、それぞれに分かれおりました各協同組合の検査関係を官房の方に一括する一元化をするという内容というふうにお聞きをしておるわけでございます。

私はことで恐縮でございますが、私自身、その農業機能の一層の強化と経営の効率化、健全化を必要性を認識いたしまして、二〇〇〇年に向けて農協の広域合併、連合会の統合を推進するとともに、経営の効率化、健全化に取り組んでおります。

さきの農協改革関連法によりまして講じました措置、中金と信連の統合であるとか業務執行体制の強化であるとか自己資本の充実、監査体制の強化、こういう、農協改革関連法によりまして講じた措置の適切な運用によりまして、農協の事業、組織の改革、経営の健全性の確保が図られる、そのように考えております。

○大村委員 今回この法律が出来まして、そして検査の組織が統合されるということではございませんからこれはこうすべきだ、こう改編すべきだなどしておられるということを指摘をするということは大変意義があるというふうに思つておるわけでございます。

そうした中で、ややもすると、検査と監督といふことは、もう完全に分離した方がいいんじゃないか、そういう方がいいんじゃないかという声も中

にはあるわけでございますが、特に、今回官房に集めることにつきまして、これじゃ不十分じゃないか、省内で分けるのでは不十分ではないかと思うわけであります。

しかしながら、実際にそらした行政をやってきて、本当に十分な指導ができるのかということは、それとも、それぞれの系統組織において、経営状況をめぐる状況、大変厳しいことがやはり一番大きなことではないかというふうに思つわけですか。

○熊澤政府委員 は、それは駭聞だ。ですから、ある程度の緊張関係を保つ中で、今回のように官房の方に一元化するという方向がやはり私は望ましいと思うわけでございますが、そのため私は望ましいと思うわけでございます。

それからまた、そうはいつても組織を分けてしまうと、これは情報がどうも行き来しないという

ままで危惧をされるわけでございます。その指導と検査の連携、緊張関係を保つ中でまた連携する、大変難しい注文のような感じが若干するわけありますけれども、こうした点につきましても実際にこれからどういうふうに対応されるのか。

特に、検査で得た情報を指導の方にフィードバックをして、そしてまた指導と検査を連携させ

ていくということが、これは有機的にやりませんとうまいかないということだらうと思います。その点につきましての御見解をぜひお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。

私は、まさに先生が御指摘になつた点が大変重要というふうに考えております。

一つには、検査と監督が一定の緊張関係を保つて、そういうことによって検査自体の適正な内容が確保される、そういうふうに考えておりまして、そういうふうに分離されたりまして、官房に一元化するということで法案を提出させていただいたわけでございます。

同時に、ただいま先生の御指摘のとおり、その際に、行政の指導分野との連携が希薄になるので

はないかという御懸念でございますけれども、私ども、その点も大変大事な点だというふうに考えております。

具体的には、検査結果につきましてはすぐに指導監督部局、つまり経済局、林野庁、水産庁の方にすぐ連絡をし、フィードバックをする。あるいは指導監督部局で得ている幅広い情報についても常に検査部局の方にも連絡をしておく。そういった、當時双方で情報の連絡、情報の交換あるいは知識の交換、そいつたことによって、連係プレーのもとに検査と指導を有機的に実施していくことが大変大事だと思います。

また、先ほど申し上げましたように、その際に、検査と指導監督部局との一定の緊張関係はやはり保った方がいいということと、今回のように、官房に二部門の検査部門の一元化ということを図つたつもりでございます。

○大村委員 どうか、有機的に連携をさせて、実際にうまく回っていくようにならしていただきたいといふふうに思っております。

そして、そういう形で国の検査関係を整備するということであるわけありますけれども、系統組織の健全化を確保するために、やはりまずみずからがみずからのことである必要がある。それは、当然でございます。みずからが積極的に経営の健全化に取り組むということはどうしても必要でございます。そうした観点から農協中央会で監査といふふうに思っています。内部でありますので、なれ合いじゃないかというようなこととか、あと、要は、農協の組合長なり役員、その中央会の職員が行つて、ちゃんと、きちっと物が言えるのかといったこともよく懸念をされます。実際にそういう声も聞くわけございます。もちろん、私の地元のこぼり言つて恐縮でありますけれども、私の地

元の農協はある程度規模が大きいものですから、県の中央会でちゃんと見えてもらつて、要是自分の導監督部局、つまり経済局、林野庁、水産庁の方を見ても、中央会で

ふうに、私の地元の農協の組合長はそう言っておるわけでございます。

ですから、そういう意味で、中央会の監査というのをどういうふうに位置づけていくのか。従来は、ただお願いといいますか、農協の方から要請をして初めて行つてあるというようなことでもあつたわけでありますけれども、そいつた点を

どういうふうに対応されるのか。そしてまた、農協自身、経営の健全化という意味で、内部留保、自己資本、そいつた経営の資源自体がまだまだ脆弱である、基盤は弱いという充実に向けてどういうふうなことを系統組織、やつていてこうとしてゐるのか。

そしてまた、これは行政の方からも、先ほども申し上げました検査のようものを通じてしっかりと指導していく必要があるというふうに思つております。

そうした点についての今後の対応ということについて、またぜひお聞かせをいただきたいと思いま

けるということがございます。それから、中央会におきましては、公認会計士の設置を義務づけるということが行われたわけでございます。こうしたことでもうつてしっかり指導してもらいたいという点がポイントでございます。こうした中央会の監査機能の中でも、系統組織の監査機能の強化、そういう点の充実について私どもも十分配慮してまいりたいと思いますし、また同時に、こ

うした中央会の監査機能とあわせまして、私ども行政検査も充実を図りまして、系統組織の健全化についての支援をしてまいりたいというふうに考えております。

また、早期は正に向けての取り組みについて御質問がございました。

この早期は正につきましても、平成十年度から早期は止措置が導入されるという時期に来ているつきましては、最低出資金制度を導入する、あるいは法定準備金の積み立ての基準を引き上げるといた規定の整備を図つております。

現在、こうした法改正の内容を受けまして、系統組織みずからがみずからが充実に向けて具体的な取り組みを開始したところでございますので、私ももううした取り組みを支援するとともに、十分な指導をしてまいりまして、農協系統組織の自己資本の充実、内部留保の充実に向けて着実に進んでまいりますように指導してまいりたいというふうに考えております。

○大村委員 本日は、水産庁長官、林野庁長官にもお越しをいたしております。

か、この場合、まず漁協についてお聞きをいたしますが、漁協も信用事業を行つておるわけでございますが、農協に比べまして、農協も全体の金融機関なんかに比べればやはり規模が小さい、その規模の是正のために合併を進めている、そういうことをやられておるわけでございますが、この漁協の信用事業につきまして、これから金融自由化の中でいろいろなリスクもふえてまいります。

そうした中で、本当に大丈夫なのか、やっていけないことをやられておるわけでございますが、この漁協の信用事業につきまして、これから金融自由化の中でのいろいろなリスクもふえてまいります。そのため、本当に大丈夫なのか、やっていけないことをやられておるわけでございますが、この漁協の信用事業につきまして、これから金融自由化の中でのいろいろなリスクもふえてまいります。

そういう意味で、この漁協の信用事業についての体制の整備、経営の健全化についてのお考えをぜひお伺いしたい。

そしてまた、あわせまして、時間がだんだん参りましたので、引き続き森林組合についてですが、私は、昔、森林組合を担当したことがございますが、これはさらにまた小さいということですますが、これはさらにまた小さいということですけれども、今回の農協法の改正の中では、この点につきましては、最低出資金制度を導入する、あるいは法定準備金の積み立ての基準を引き上げるといた規定の整備を図つております。

まず、農協の共済事業とちょっと性格は違います。農協の共済事業とちょっと性格は違いますけれども、森林組合がやっておりまして、森林組合がやつておりますが、私は、昔、森林組合を担当したことなどがございましたが、これはさらにまた小さいということですけれども、今回の農協法の改正の中では、この点につきましては、最低出資金制度を導入する、あるいは法定準備金の積み立ての基準を引き上げるといた規定の整備を図つております。

そこで、まず、農業の点が二点ございます。一つは、中央会の監査の充実強化という点でございますが、この点につきましては、確かに、まずは系統組織みずからが経営内容の改善に取り組んでまいりますように指導してまいりたいというふうに考えております。

が急速に進展する中で、経営基盤の強化を緊急に図らなければならないという必要性がござります。このよだなために、漁協系統におきましては、これまで漁協信用事業強化方策というのをつくりまして、漁協の合併を推進しながら信漁連への信用事業譲渡を進めますことによりまして、漁協の信用事業の体制整備を行ってきたところでござります。

水産庁におきましても、このような漁協系統の自主的な取り組みを支援しますために、これまで漁業協同組合の合併助成法のほかに、予算措置において、合併事業譲渡を促進させるための事業を行っております。これらの事業を有効活用することによりまして漁協系統の体制整備が図られますように、今後とも適切に指導してまいりたいと仰ふうに考えております。

○高橋政府委員 お答えいたします。

森林所有者の協同組織であります森林組合は地域林业の中核的な柱でありまして、流域を単位として地域の特性に応じた森林整備や木材生産活動を推進する森林の流域管理システムの上でも中心的な役割を發揮することが期待されております。しかしながら、御指摘のように、その経営基盤、非常に小さくございまして、赤字組合も多いわけであります。その経営基盤の強化というのにはこれは不可欠でございます。

このために、これまで森林組合合併助成法による税制優遇措置等を講じておられますけれども、この法律の合併計画の提出期限が本年三月三十一日に期限切れとなるのを機会に、既に今国会におきまして、五年間の計画提出期限の延長及び計画内容の充実を図るとともに、森林組合法につきまして事業範囲の拡大、指定森林組合制度の創設、経営管理体制の整備等の措置を内容とする森林組合法及び森林組合合併助成法の一部改正が行われまして、四月一日から施行されたところでござります。

これからも、経営基盤の強化に向けて、森林組

合系統の自主的な取り組みを助長する施策を基本としつつ、森林の管理等に森林組合が十分な役割を果たすことができるよう支援をしてまいりました」と考えております。

○大村委員 今回の法案とは直接関係ないわけではありませんが、関連いたしまして、実は農協の高齢者福祉事業につきましても伺いをしたいと思っておりましたのであります。また、私は厚生委員会にも所属させていただいておりますし、今現在介護保険の法案とかいろいろな法案の審議をしております。

厚生委員会でも小泉厚生大臣にも御質問いたしましたが、本日は時間がございませんので、この点につきましては担当であります高橋農、協課長、大変詳しいといふうにお聞きをしておりますので、まだ厚生委員会等でお聞きをしたいというふうに思います。

最後の質問をさせていただければと思います。

今回の組織の統合、そしてその検査関係の充実ということで、この系統組織の経営の強化、どうしても図つていっていただきたいというふうに思いますが、特に橋本内閣が掲げておられます六大改革のうちの一として金融ビッグバン、東京ビッグバンというふうにも呼ばれておるわけでございますが、大規制緩和というのをこれからやっていくこうというふうにしておるわけでございます。

そういう中で、特に農業基盤が脆弱な市場は活性化するけれども、実際問題、そこで金融機関はどんどん淘汰をされて、気づいてみたらすべて外資本であった、テニスで言うワインブルドンのように、プレーをするのは全部外国の選手ではないかというようなことも懸念をされておるわけでございます。

そういう中で、特に農協系統は経営基盤が脆弱だと言われておるわけでございます。このビッグバンがこれからどんどん進んでいく、急速に進ん

でいく中で、これをどう乗り切っていくのか。

ふうに考えております。

○大村委員 今回の法律を受けまして組織を整備されるわけございますが、ぜひこの組織の整備いたしましたが、ぜひこの組織の整備やでございますが、この厳しい厳しい金融の自由化、ビッグバンの中で、もう待ったなしでいうふうに思っております。それにつきましてどう乗り切っていくのか、その点につきましての行政当局の御見解をお伺いしたいと、いうふうに思いました。

○熊澤政府委員 まさに先生御指摘のとおりだと存ります。そういう意味で、農協が果たす役割、私は厚生委員会でも小泉厚生大臣にも御質問いたしましたが、本日は時間がございませんので、この点につきましては担当であります高橋農、協課長、大変詳しいといふうにお聞きをしておりますので、まだ厚生委員会等でお聞きをしたいというふうに思います。

最後の質問をさせていただければと思います。

今回の組織の統合、そしてその検査関係の充実について、この系統組織の経営の強化、どうしても図つていっていただきたいというふうに思いますが、特に橋本内閣が掲げておられます六大改革のうちの一として金融ビッグバン、東京ビッグバンというふうにも呼ばれておるわけでございますが、大規制緩和というのをこれからやっていくこうというふうにしておるわけでございます。

そういう中で、特に農業基盤が脆弱な市場は活性化するけれども、実際問題、そこで大型の農協にして力をつけていく、そういうことを諦めているわけでございます。「一つは、信連と農林中金との統合、そういう道を開いた」ということがあります。また他方で、単位農協を合併して大型の農協にして力をつけていく、そういうことを諦めているわけでございます。二つは、信連と農林中金との統合、そういう道を開いたことがあります。これは、確かに日本人の食糧消費のパターンが変わってきております。穀物中心から肉類へ、こ

れでございます。

○宮本委員 設置法の一部を改正する法律案に関する質問をさせていただきたいわけでございますが、その前に、日本の農業政策そのものについて、実はきのうの田経新聞の社説に取り上げられておりました。

それで、農業白書が出たこともあるのでしょうが、九五年度のカロリーベースでの食糧自給率が四二%ということで、前年より四ポイントほど下がっております。そういう長期の自給率低下の傾向がやはりずっと続いているということございま

す。

○石橋委員長 次に、宮本一三君。

○宮本委員 設置法の一部を改正する法律案に関する質問をさせていただきたいわけでございますが、その前に、日本の農業政策そのものについて、実はきのうの田経新聞の社説に取り上げられておりました。

それで、農業白書が出たこともあるのでしょ

うが、九五年度のカロリーベースでの食糧自給率が四二%ということで、前年より四ポイントほど下がっております。そういう長期の自給率低下の傾向がやはりずっと続いているということございま

す。

これは、確かに日本人の食糧消費のパターンが変わっております。穀物中心から肉類へ、こ

れでございます。

これは、確かに日本人の食糧消費のパターンが変わっております。穀物中心から肉類へ、こ

れでございます。

これは、確かに日本人の食糧消費のパターンが変わっております。穀物中心から肉類へ、こ

れでございます。

これは、確かに日本人の食糧消費のパターンが変わっております。穀物中心から肉類へ、こ

れでございます。

だらうし、またそれを実現するように努力していくであろう。

そう考えますと、一キロの肉類の生産のためにその数倍というか十倍にも近いような穀物の消費を必要としてくるわけですから、これが中国だけではなくにさらにインドに、そして世界にも広がってまいったときに、一体二十一世紀のある段階で食糧は大丈夫なのか、これは当然考えなければいけないわけでございますが、残念ながら、その新聞では、そういうことには危機管理で対応しようつというような論調でございました。

私は、やはり日本の農業といふものは、確かにコストは高くつくかもしれないけれども、しかし一たん緩急ある場合にだれが保障してくれるかと申しますと、コストの問題ではなくて、最低限の食糧だけはどうしても確保する必要がある、このような認識に立っていることを最初に申し述べさせていただきたいと思います。

事実、オイルショックのときにアメリカが大豆の輸出をとめたということ、それでどれほどのショックを我々は受けたか。これがオイルショックでなくともっと深刻な事態になった場合には、本当に行き詰まってしまうわけでございます。

確かに政府の方も多額の資金を投入いたしました。農業の発展のためにずっとやってきましたし、またそれは非常に大きな成果を持ってきましたと思いませんけれども、この間のバブル経済の崩壊に大きな被害を受けてしまいました。しかし、この金融機関のダメージというのが農業生産そのものにも大きな不安を残してきておるわけでございました。そういうことから、このたびの検査強化といいますか、整備といいますか、この設置法の一部改正案になってきたのだというふうに理解はいたしております。

そこで、大臣にお伺いしたいのですが、それとも、協同組合検査部の設置、これは、そのメリットは一体何を目指しているのか、何をねらっているのかということについてひとつ大臣、よろしくお伺いします。

○宮本国務大臣　宮本委員から、食糧の需給の問題につきまして、将来の中長期の見方といいます

か、状況についての御意見ございまして、私ども

も、先般の日本のAPECの会議で、今後アジアの将来にとりまして三つの非常に大きな問題があ

ります。

○宮本国務大臣　宮本委員から、食糧の需給の問題につきまして、将来の中長期の見方といいます

か、状況についての御意見ございまして、私どもがつてまいったときに、一体二十一世紀のある段階で食糧は大丈夫なのか、これは当然考えなければいけないわけでございますが、残念ながら、その新聞では、そういうことには危機管理で対応

します。

る償還額の地域について三・五%を超える利息についてこれを軽減する措置。あるいは十年間無利息で償還を繰り延べるような措置を実施することにいたしまして、事業費一千六百億円で現在実施させていただいております。

また、先ほど成立させていただきました平成九年度の新しい予算におきましても、扱い手の育成を図る圃場整備事業、これを補助率五〇%で重点的に実施させていただくとともに、農地の利用集積が進む地域につきましては事業費の五%の促進費を土地改良区に交付する制度を新しく創設させていただきまして、農家負担の軽減ができるだけ努力させていただいているところでございます。

○宮本委員 最後に、日中、日韓の漁業交渉の現状がどうなっているのかなということと、その対処方針についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○高田政府委員 中国、韓国との間の日中・日韓漁業交渉の件でございますが、「これにつきましては、国連海洋法条約の趣旨に沿いました新たな日中・日韓漁業協定を早急に締結することが現在必要だ」ということで鋭意協議を行っているところでございます。

このようなことから、中国、韓国との間におきましては、昨年からこととにかくまして、数回にわたり新たな漁業協定締結のための協議を行っておりました。これまでの協議の結果でございますが、日韓間におきましては、国連海洋法条約の趣旨に沿った協定を締結することなど、幾つかの基本的な考え方につきまして意見の一一致を見たところでござります。

また、日中間でございますが、日中間につきましては、原則的に沿岸國主義にのつとった解決を目指して交渉の加速化を図るとともに、日中間で境界画定の必要な水域につきましては、沿岸國主義にのつとりながら何らかの暫定的な考え方を導入するということで、これにつきまして積極的に検討することで意見の一致を見たところでござい

ます。

このような状況を踏まえまして、今後さらに両

国との協議を行い、できるだけ早い時期に新たな漁業協定の締結ができるように鋭意努力してまいります。

○宮本委員 ありがとうございました。以上で終わりたいというふうに考えております。

○石橋委員長 次に、菅原喜重郎君。

○菅原委員 農林水産省設置法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます前に、通告の順番を変えまして、除間伐促進方策についてまずお伺いしたいと思います。

御承知のように、森林は、木材生産に加え国土の保全、水資源の涵養、良好な環境の維持などをさまざまな公益的機能を發揮していることは、多大な機能をより高度に発揮させるためには、森林を現状のあるがままに放置しておくのではダメであります。適切に管理、整備していくことが大事であります。

我が国では、これまで人工林の造成が積極的に進められた結果、一千万ヘクタールに及ぶ人工林が造成されております。しかしながら、これらは拡大造林を進めることも必要であります。それ以上に、この人工林の質の充実を図っていくことが大事であります。

森林整備の方針を、これから面的拡大から質的に充実へ転換すべき、今が大切なときであると私は考えております。戦後に造林された人工林は、除間伐が最も必要な時期であるからであり、質の向上、充実を図る上で、除間伐は最重要の課題であります。それにもかかわらず、実施の状況は不十分であります。

また、日中間でございますが、日中間につきましては、森林の整備、育成を担当してきた林家は、木材価格の低迷、経営コストの上昇などによって厳しい状況にあり、こういう厳しいときになりました。政府があらゆる手段を講じて除間伐を重点的に進めると感じています。

このことに関連してですが、岩手県森事務所が行つた昨年の実態調査によりますと、四十五年生の杉の場合は間伐した地域は直径が平均二十七センチとなり、一ヘクタール当たり千本で四百九万一千円、一度も間伐していない地域は直径十八センチと細く、一ヘクタール当たり二千五百本で五十五万円にとどまるという結果が出ています。

しかし、私に言わせますと、植林して四十五年もたつなら一ヘクタール当たり五百本以下に除間伐していくべきで、そのように管理するなら直径は三十五センチ以上になり、生産石数も倍加の結果になります。

いずれにしても、岩手県では戦後造林の手入れは待たなしといふことで、間伐対象森林二十一万ヘクタールのうち、緊急を要する三五%の七万ヘクタール余を即刻に整備しようと三ヵ年計画で県林業公社に全面委託の方針を決めるなど、造林事業の見直しに着手しております。

県は、この実施しようとする現在の緊急を要する森林を、間伐した場合としない場合の立木調査額をこれまでのケースから試算し、実施した場合は千七百一億円だが、このまま手入れをしないと大半が造成されてしまうことになります。大臣にもこのことはよく承知してもらいたいのですが、この実態調査の数字を全国の公有林、民有林に当てはめたらいだけの収益が上がるかはかり知れないものがあります。いや、利益よりも、一ヘクタール三千本の密植のままで三十年を過ぎ始めますと、森林は活性化を失い、林相は枯死に向かっていくのですから、問題は深刻なのであります。

森林は、除間伐を適切に施行して、一定の光線を根元まで通るようにしていれば、下枝も枯れることはなく、枝打ちも必要がないものなのであります。密植が枯れ下枝を生み、それを除かない病害からも守られないのです。枝打ちが必要になってくるのであります。

この対応をしようとする県が出てきました。このよ

うな動きに対しして国として支援していくべきではないかと思うのですが、このことについて国はどういうふうに考へておられます。

○高橋政府委員 間伐が人工林を育成していく上

で非常に重要な作業であるということは、私どももそのとおりだと思っておりまして、この推進が林政への重要な課題と思っております。

○菅原委員 せひそのように除間伐の推進を進めようにお願い申し上げる次第でござります。

これからも、都道府県と連携をとりながら、これまで協同組合検査部を置いていたところでも、今般、大臣官房に検査を専門に行う組織として協同組合検査部を置いていたところですが、単に組織を設けたからといって検査の充実が図られるわけではありません。農協系統組

織等の経営の健全性を確保していくためには、今

まで以上に検査の実施率を向上させていく必要があります。
あるものと考えます。

新たに設置される協同組合検査部において、どのように検査の実施率を向上させていくか、お考
えと参考になれば幸いです。

○熊澤政府委員　お答え申し上げます。

図つてまいりたたらどうふうに考えております。
○菅原委員　さらにお伺いしますが、行政庁の行
う検査は、まさに民間団体である農協等に立ち入
り、その経営状況を実際は現物を確認しつつ審査
するものであり、通常、行政庁が行っている指導
監督業務や補助金業務とはかなりその性格を異に
しているのではないかと思います。

では、先ほど申し上げましたけれども、従来、検査官一人で最初の準備行為から検査自体、さらにはその後の検査報告の作成まで行っているというのが現状でございますけれども、今回、そういう事前の準備あるいは事後の報告書の作成につきましては、別途違うスタッフが支援をするという体制を整備いたすことについたしております、そういうことによりまして検査官が検査に専念できる、そういう体制にいたしたいというふうに考えておりまして、そういうことと相ましまして、検査の質的な向上を図つてまいりたいというふうに考えております。

○菅原委員 次に、単位農協の検査についてお伺いします。

現在、単位農協の検査については、機関委任事務として都道府県知事に委任されているわけであります。農協系統組織においては、組織整備の一環として単位農協の広域化が進められており、昌平によつては一県一農協を目指していところもあります。このように農協が広域化してまいります。

と一国が連合会の検査を通して把握している検査のノウハウを都道府県が行う単位農協の検査についても活用すべき場合も出てくると思うのです。が、それが果たして適切に活用できるものかどうか。このような観点から、農林水産省として都道府県の検査をどのように支援していくのかお伺いいたします。

○熊澤政樹委員 都道府県の検査につきましては、先生御指摘のように県に委任をしておりまして、現在、都道府県におきましては、約五百人程度の検査官によりまして、総合農協に対しましてはおよそ二年に一度の検査を実施しているといふ

のが実態でござります。
ただ、確かに御指摘のように各県、その県によって多少事情は違いますけれども、合併が進んで大型農協が誕生しているわけでござりますし、また将来、信連と中金の統合といったことに伴いまして信連の業務の一部が農協に移管される、そういうことで検査すべき対象の範囲が広がる、

あるいは検査の内容が深まるということが考えら
しい。つまり、この二つ。

れるわけでもあります

したかいまして、そういう意味で私ども、従来

から都道府県の検査官に対しまして研修はいたしましたけれども、今後、そういう面からの研修の充実等いうことも必要だというふうに考えておりますので、そういう点についての配慮は、意は十分用いてまいりたいというふうに考えております。

また、同時に、今先生がおっしゃいました信用事業を行うような組合につきましては、國のノウハウを活用するという場合を考えられるわけですが、まずは、都道府県知事の要請があれば國と一緒に検査することができる、そういう道を開いたい

ところでござりますので、今後、都道府県とも十

分に連携をとりながら、検査の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

員である、また森林組合の組員である、
こういうようなのが実態でございます。
それで、漁協の活性化の觀点から、またこうい
う地方の小さい農協の活性化の觀点からも、同じ
協同組合である農協、漁協の連携を推進すべきで
はないかと思つております。つまづきについて

はなしがあるのであります。この点について現行法では合併は一応できないことになつてゐる、しかし業務提携ということはできるよう私には解釈しておりますが、水産庁長官にこの点についてお伺いいたしました。

と漁協との連携の話だとと思いますが、このようじ
同じ協同組合運動を進める組合が互いに連携す
る、これはいわゆる協同組合間連携ないしは提携
でございますが、これは従来から系統においても
進められておりまして、私どももこれは推進すべ
きであるというふうに考えております。

漁協が農協等と業務連携を行っている事例はそれほど多くはございませんが、例えばこれは連合会段階でございますけれども、農協の食材の宅配事業へ漁協の方から水産物を供給している事例でございますとか、それから、漁協婦人部と農協婦人部がともに連携して互いにそれぞれの生産物を定期的に購入している事例でありますとか、それから、農協と漁協が同じ建物でもって産直をやっている、それでお互いに集客効果を上げている、いろいろな事例がございます。

そういうことで、こういうそれぞれの漁協ないしは農協の特性を生かして、それぞれが事業量の拡大でありますとかコストの削減を図っていくということは今後とも推進すべきであると思いまし、現実に、それほど多くございませんが、行われているケースがございます。

水産庁といたしましても、これから漁協のことを考えますと、漁協の活性化の方策の一ついたしまして、地域の実情に応じましたこのよう取り組みにつきましては、今後とも推進するようにしてまいりたいというふうに考えております。

○菅原委員 次に、漁協系統においては、農協系統と異なり、県連と全国連の統合による組織二段ではなく、信用事業の信連への譲渡による体質強化を検討されていますが、このような取り組みによって、漁協以外に金融機関のない過疎漁村地域において生活面で支障を生ずることはないのか、この点についても水産庁長官にお伺いいたします。

○鳴田政府委員 金融自由化の進展の中で、漁協の信用事業につきましては、資金量の増大でありますとか運用力の強化を緊急に図つていかなければならぬというふうに考えております。また、漁協系統においても、これまで漁協の信連強化方策ということを目指しているところでございまして、漁協から信漁連への信用事業用事業の譲渡を進める、いわゆる一県一信用事業結合体の早期実現ということを定めたしまして、漁協の合併を推進しながらも、信漁連への信連が現在着実に進んでいるという段階でござい

ます。この信用事業譲渡の効果といたしましては、事業を二段階にすることに伴いますコストの削減でありますとか、資金の集中によります運用力の向上というようなメリットを考えられるわけござります。

ただ、その場合に、今指摘されましたように、信用事業を譲渡する際には、漁協と信漁連の支店や代理店として位置づけるということでございまして、利用者の利便性でありますとか地域とのつながりが失われないように措置されているところでござります。

○菅原委員 大臣にお伺いします。

今、漁業、漁村をめぐる情勢は大変な厳しさを増しております。我が国漁業、漁村の振興を図る上で漁協の果たす役割は極めて重要であります。

そこで、今後の漁業、漁村の振興を図る上でのどのような役割を果たすべきか、大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○藤本國務大臣 御指摘のように、最近の我が国

の漁業を取り巻く状況は、我が国周辺水域の漁獲量の減少でござりますとか、產地魚価の低迷、漁業就労者の減少、高齢化の進展などで一段と厳しい状況を増しております。

このような状況の中で、漁協は今後、組合員に

対する経営指導、また資源管理への取り組み、販売活動の強化など積極的に取り組むことが期待さ

れております。漁協がこれら役割を十分に果た

するためにも、漁協系統の事業、組織

改革への取り組みはますます重要なものになつておると思います。

私は、今でもやはり同じような感想を持たざるを得ない、こういうことを申し上げざるを得ないのですね。信用事業に関していえば、住専の問題があつた。これは農民の心からいうならば、そして農協の信用事業という事の性質からいえばかなり遠く離れたことであつたろう。それに手を出したらどうに大きな失敗の原因もあつたろうというふうに思います。

また、最近テレビ等の報ずるところでありますのが、例えは諫早湾の干拓事業、こういったものも、もし日本の農業というものを愛情を持って見詰めているならば、また、日本の漁業というものを愛情を持って見詰めているならば、どちらにあらあいう事態にはならなかつたのではないかという思いも、私の心中にはあります。これは中海干拓なんかについても同じですから、これから事を処するに当たつては、私が今ここでこんな話をしたということもどうぞひとつ頭の中に入れておいていただければ幸せであります。

そこで、きょうは農水省設置法の一部改正の法律案についての質問をさせていただきます。

まず、一つ大きな勉強の材料を私たちが最も近持つたと思います。それは、とりもなおさず住専等の金融問題に対する反省とというものであらうかというふうに思います。

こういった問題について十分反省をし、そして

私が最後の質疑をこの委員会で行ったのは、平成四年の一月十日でございました。随分前のことになります。この信用事業譲渡の効果といたしましては、事業を二段階にすることに伴いますコストの削減でありますとか、資金の集中によります運用力の向上というようなメリットを考えられるわけございます。

ただ、その場合に、今指摘されましたように、信用事業を譲渡する際には、漁協から支店や代理店として位置づけるということでございまして、利用者の利便性でありますとか地域とのつながりが失われないように措置されているところでござります。

そこで、今後もやはり同じような感想を持たざるを得ない、こういうことを申し上げざるを得ないのですね。信用事業に関していえば、住専の問題があつた。これは農民の心からいうならば、そして農協の信用事業という事の性質からいえばかなり遠く離れたことであつたろう。それに手を出したらどうに大きな失敗の原因もあつたろうというふうに思います。

また、最近テレビ等の報ずるところでありますのが、例えは諫早湾の干拓事業、こういったものも、もし日本の農業というものを愛情を持って見詰めているならば、また、日本の漁業というものを愛情を持って見詰めているならば、どちらにあらあいう事態にはならなかつたのではないかという思いも、私の心中にはあります。これは中海干拓なんかについても同じですから、これから事を処するに当たつては、私が今ここでこんな話をしたということもどうぞひとつ頭の中に入れておいていただければ幸せであります。

そこで、きょうは農水省設置法の一部改正の法律案についての質問をさせていただきます。

まず、一つ大きな勉強の材料を私たちが最も近持つたと思います。それは、とりもなおさず住専等の金融問題に対する反省とというものであらうかというふうに思います。

こういった問題について十分反省をし、そして

○菅原委員 以上をもって質問を終わります。

農林水産省いたしましても、漁協系統の取り組みが円滑に進められますように適切に対処してまいりたい、そのように考えております。

○石橋委員長 次に、日野市朗君。

どうも、農水の皆さんには久しぶりでございました。余り変わりませ

んね。出席の悪いところも余り変わっていないな

という感じがいたしますが、きょうは、久しぶりで質問に立たせていただきます。

私が最後の質疑をこの委員会で行ったのは、平成四年の一月十日でございました。随分前のことになります。この信用事業譲渡の効果といたしましては、事業を二段階にすることに伴いますコストの削減でありますとか、資金の集中によります運用力の向上というようなメリットを考えられるわけござります。

ただ、その場合に、今指摘されましたように、

信用事業を譲渡する際には、漁協から支店や代理店として位置づけるということでございまして、利用者の利便性でありますとか地域とのつながりが失われないように措置されているところでござります。

そこで、今後もやはり同じような感想を持たざるを得ない、こういうことを申し上げざるを得ないのですね。

それでまず、この場合、農協、漁協それから森林組合の問題があるわけがありますが、問題としては共通している部分がありますから、まず農協

についてはいろいろ伺つてまいりたいと思います。もちろん、漁協それから森林組合、こういうことが私の考慮の外にあるということではあります。

もちろん、漁協それから森林組合、こういうこと

が私の考慮の外にあるということではあります。

えざるを得ないのですね。

それでまず、この場合、農協、漁協それから森

林組合の問題があるわけがありますが、問題とし

ては共通している部分がありますから、まず農協

についてはいろいろ伺つてまいりたいと思いま

す。

もちろん、漁協それから森林組合、こういうこと

が私の考慮の外にあるということではあります。

えざるを得ないのですね。

それでまず、この場合、農協、漁協それから森

く、投資をしていく。その投資の目標を農民たちに与えていく。こういうことが必要だと思うのですが、こういう点についていかがお考えになつておられるか。まず全中から伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

○松旭農場人 全国農協中央会の松旭でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの先生の御指摘のように、私ども系統信用事業というのは本来農業の専門金融機関でございますから、農業あるいは農村の分野に最優先に取り組んでいくことが基本使命でございます。したがいまして、これまでいろいろ努力はしてきたわけでございますが、先生御指摘のように、では十分最大の努力を傾倒したかどうかということがありますと、これはまだ私どもとしては対応が不十分な面が多くあつたというふうに、これはずから反省しながら、今後さらに努力していくということでございます。

今先生、今後どうしていく、何かビジョンのようなものがというようなお尋ねでございます。これまで私ども系統ぐるみで取り組んできた農業金融強化対策といたしましては、現在進めております運動といたしましては、担い手育成を支援するための農業金融チャレンジ・ナウ運動というちよとナウい表現の運動と、それから経営不振農家を金融面から支援します農家支援強化運動、この二つを車の両輪として農業金融強化対策を進めております。

しかし、先生御指摘のように、まだまだ、では農村あるいは地域社会、そういうものにターゲットを広げていくべきではないかという御指摘でございます。私ども全くそのとおりに考えておりまして、平成九年度から新たな資金として、これもちよと横文字で恐縮でございますが、アグリマイティー資金という資金を創設いたしました。これは農業生産のみならず、加工、流通、販売の分野であるとかあるいは地域の活性化、地域振興まで融資対象を拡大していくじゃないかということを一つのねらいにしておりますし、ま

く、投資をしていく。その投資の目標を農民たちに与えていく。こういうことが必要だと思うのですが、こういう点についていかがお考えになつておられるか。まず全中から伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

○松旭農場人 全国農協中央会の松旭でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの先生の御指摘のように、私ども系統信用事業といふのは本来農業の専門金融機関でございますから、農業あるいは農村の分野に最優先に取り組んでいくことが基本使命でございます。したがいまして、これまでいろいろ努力はしてきたわけでございますが、先生御指摘のように、

これからも一生懸命、積極的に前向きにやっていただきなければなりません。これは農協サイドもそうですが、もちろんこれは農水省ちゃんと農民が目を輝かせて、金を借りてもその金を使って自らの農業を立て直していくぞというふうに燃えて、そして自分たちの仕事を展開していく必要がありますと、これはまだ私どもとしては対応が不十分な面が多くあつたというふうに、これが必ずから反省しながら、今後さらに努力していくということです。

○日野委員 いずれにしても、いろいろ御努力をされることはまず非常利であること、それから農業、農民、農村のために使われていく。そういう使命、これがあると思うのですね。

そこで私は、共管になっている、ます農水省と、それから一方では金融監督庁という形に今度はなるというふうに、法案が用意されているというふうに伺っておりますから、一応この金融監督庁ができたということの仮定で伺いたいのです。

○熊澤政府委員 今般設置されます金融監督庁ができたということの仮定で伺いたいのです。が、この二つの目的、検査の目的というものをどうふうに伺っておりますから、一応この金融監督庁ができたということの仮定で伺いたいのです。

○日野委員 何か今の答弁を聞いてみると心配になってきますね。私の聞いていることの因というふうに私は思っています。その失敗の原因といつものを一々ここで私はあげつらうつもりはないのであります。同じような過ちを犯さないためにやらなければならないことがある。それは、一つはやはり金融機関としての体質の健全性、こういったものを維持していくこと。それから農協の信託事業、これは非常に大きな失敗をしましたというふうに私は思っています。その失敗の原因といつものを一々ここで私はあげつらうつもりはないのであります。同じような過ちを犯さないためにやらなければならないことがある。

○熊澤政府委員 今般設置されます金融監督庁は金融面でのサイドからの検査を行います。すなわち、金融システムの一員たる農協系統の信託事業の運営のあり方。したがって、金融監督庁サイドからは、農協系統金融が行う業務が他の業態と横並びで整合性があり、適正に運営が行われているかという観点から行われるものというふうに思います。

他方、農林水産省が行います農協系統の検査につきましては、系統が持つております総合的な事業、その中で信託事業が極めて大きな柱の一つであるということは疑いのないところでございます。けれども、信託事業をあわせまして、販売事業、購買事業、共済事業等、総合的な事業を行っておりまして、農林水産省が行います検査は、したがいまして、信託事業を一つの重要な柱として検査をしつつ、他の事業も含めた全体として農協系統が健全に行われるかという観点から、信託事業も含めて検査を行うということです。これは從来、大蔵省と農林水産省の所管が、信託事業については共管部分になっていたということでございますけれども、今回、金融監督庁の設置によりまして、その検査と監督の部分が金融監督庁に移管されるということになります。

そういう意味では、從来の信託事業に対する監督のありようというものは、金融監督庁が設置されただけでなく、その運営をよりつつ、連携を図りながら検査に当たってまいりたいという

かという感じを持つわけです。

先ほど全中の専務さんにお話を伺うと、専務さんもいろいろメニューを用意されて、その幾つかを紹介をされた。しかし、農業金融には農業金融の持っている、ほかの営利団体、営利企業が

もいろいろな目的があると思うのですね。

かを紹介をされた。しかしながら、農業金融には農業金融の持つてあるとと思うのですね。

それはまず非常利であること、それから農業、農民、農村のために使われていく。そういう使命、これがあると思うのですね。

そこで私は、共管になっている、ます農水省と、それから一方では金融監督庁という形に今度はなるというふうに、法案が用意されているといふふうに伺っておりますから、一応この金融監督

庁ができたということの仮定で伺いたいのです。

○日野委員 何か今の答弁を聞いてみると心配になってきますね。私の聞いていることの因といつものを一々ここで私はあげつらうつもりはないであります。

私が今あなたに聞いたのは、ほかにいろいろな識がどこか上のそらで、よそにあるような気がしてならないのですがね。

諸事業があることなんか知っているのです、信託事業のほかに。そして、信託事業を今までと同じように共管するなんという問題ではなくて、もつと厳しくなるのですよ、信託事業そのものの存在の基盤が、検査も厳しくなるのですよ、監督官の。そのようなとき、この信託事業といふのは大きな目的を持っているでしょうと私は今言った。

非常利であること、それから農業、農村のためにサービスとして提供していくものであるという

こと。

そういう場合に、今度共管しながらやっていく

わけですが、農水省の検査の基準といふものは、監督官のやっているいわゆる一般の金融機関に対する検査といふようなものとは違った基準になるのではないか、こういうことを聞いているのです。

○熊澤政府委員 先生の御質問の意味を私が的確に把握できているかどうか自信がございませんけれども、基本的に、系統の事業の中で信託事業が大きな、重要な役割を果たしているということは疑いもないことありますし、また、基本的には

そういう信託事業を農家あるいは農村のために

第一義的に役立てるべきである、それは疑いのない

こと。

第一義的に役立てるべきである、それは疑いのない

いところだというふうに思います。そういう意味でいえば、系統組織が集めてる貯金、資金といふのが、基本的には農業の振興のためにまず一義的に使用される、そういう観点から行政の検査も行われるということは基本的なスタンスであるべきだというふうに考えます。

ただ、昨今の農村、農業をめぐる状況は大変厳しくあります。そういう意味で、農業に向ける農協系統資金の投資の量が限定されているという実態もございます。その意味で、他の分野、特に農村地域における他の業種に対する投資、あるいは地方公共団体に対する投資、さらに債券の運用、そういった面にもどうしても意を用いていかざるを得ない。そういう点についての適正な運用についても意を用いて検査をすべきであるというふうに私ども考えております。

○日野委員

金融監督局と農水省と二重に同じような検査をやるのなら、農水省はやらないで結構なんです。同じことをやるのなら、その点、私は共管としたことに一つの意味はあるだろうなと思つてているのです。

今こんなことを言つてるのは、私は農水省の応援をしているのですよ。金融監督局に一元化してしまえ、こういう意見がかなり有力に主張されていることは御承知のとおりでありますね。同じことをやるのなら一元化した方がよろしい。その点についてどう思いますか。もっと別の意味合いがあるのですか。

○熊澤政府委員 繰り返しの答弁になるかもしれない。農協系統組織は、先ほど申し上げましたように信用事業とあわせまして購買・販売あるいは農政の活動、そういうものをを行う総合的な事業でございます。その中で信用事業が一つの大柱となつてゐるということで、私ども農林水産省が農協の検査、系統組織の検査をする場合には、そういった農協経営の運営全般について指導監督を行う、その中の一つの大きな柱が信用事業であるというふうに考えております。

そして、金融監督局が検査をする場合には、あ

くまでも金融システム全体の中でも、農協系統の信込事業が適正に行われているか、他業態と運営の横並びの中で適正に行われているかという視点から検査だと思われますので、検査に向けての基本的な姿勢は異なるというふうに考えておられます。

ただ、そういう中で、実態としては、例えば大蔵省の銀行局が農林中金に対して検査を行つておりますと、農林水産省の方は信通に對して検査を行つて、という実態上の振り分けがござります。

○日野委員

大蔵省は、農林中金

が都市銀行並みの資金量と対外的な活動を行つてゐる視点から農林中金に対して検査を行つてゐますが、私ども、そういった検査の結果については報告を受けておりますし、また同時に、あわせて、農林中金に対しては常日ごろ報告の微収を受け説明を受けているという実態にございまどもが信用事業について検査を行つてきたわけでもございますが、その点につきましては、私どもが

ござります。

○日野委員

金融監督局が設置されるに当たりまして

意味では有機的な連携をとつてきましたがござります。

○熊澤政府委員 繰り返しの答弁になるかもしれません。農協系統組織は、先ほど申し上げましたように信用事業とあわせまして購買・販売あるいは農政の活動、そういうものをを行う総合的な事業でございます。その中で信用事業が一つの大柱となつてゐるということで、私ども農林水産省が農協の検査、系統組織の検査をする場合には、そういった農協経営の運営全般について指導するのではなく、その中の一つの大柱が信用事業であるというふうに考えております。

○日野委員

日本の銀行というのは、いいときには一位から十

二位まで日本の銀行だったのです。農林中金さん

は世界第七番目の銀行だったのですよ。そしてそ

れを誇りにしておられた。それは大いに結構なん

です。それからどんどん経営の内容が悪くなつて

くる。そして、今や農林中金さんが第何位にラン

クされているか、私は今詳しいことは知りませ

ん。しかし、そんなに威張つていられる状況でな

いことは間違いない。

これから指導していく際に、財務体质も大事、認識があるかどうか私は今知りません。

私は、二元的な検査というの、幸いにしてと

言いたい。まあ仕方がないかと皆さん思つて

いるのです。仕方がないと思って。そういう皆さ

の思いを無にしないような形で運営されること

を希望しますよ。特に、末端の単協の検査なんて

いつたら、これは都道府県がやるわけですよ。機

関委任事務でやるんだ。金融監督局も機関委任を

します。農水省も機関委任をします。同じ調査を

を要望しますよ。特に、末端の単協の検査なんて

いうたら、これは都道府県がやるわけですよ。機

関委任事務でやるんだ。金融監督局も機関委任を

します。農水省も機関委任をします。同じ調査を

を要望しますよ。特に、末端の単協の検査なんて

いつたら、これは都道府県がやるわけですよ。機

でございます。そういう意味で、これから進められます金融ビルダーバンの中では、そうした系統組織の金融についても非常に厳しい環境を自覚して、みずから金融システムの一員としてきちっと伍していくような体制をつくっていくということが基本的に重要であるというふうに思います。

ただ、今、全中の松旭専務からお話をございました。金中組織あるいは組織全体として、そういう経営改善に取り組むということで今もう始まつたところでございます。それは私ども、さきの臨時国会で成立をさせていただきました農協改革二法の中でもいろいろな手立て、環境の整備を行つたつもりでございます。

一つは、農協の合併促進でございますが、さらにはその上で信連と農林中金との統合あるいは事業譲渡、そういう道も開いております。また同時に、農協経営自体につきましても、いわばプロの養成という視点から業務執行体制を強化する、自己資本を充実させる、そういう仕組み、要件を整備したところでございます。

そういう環境の中で、現在系統組織が自己資本の充実あるいは経営の健全化、執行体制の強化に取り組んだところでございますので、私どもそういういた取り組みに対しましても全面的に支援をしながら、きっちりとした金融システムの一員として存在していけるよう、十分な指導をしてまいりたいというふうに考えております。

終わります。

○石橋委員長 次に、春名眞理君。

○春名委員 日本共産党的春名眞理君です。今回の改正案ですが、農協それから森林組合、漁協等の協同組合組織に対する行政検査の的確な実施を通じて、経営の健全性を確保することを目的にしたもので、この農林水産省の設置法の一

部改正は、必要な措置だと思います。

特に、系統信用事業をめぐる環境が厳しさを増しております。その健全性の確保が行政にも課せられた大きな課題となつてゐると思います。そこで、今大きな問題になつてゐる日債銀直系ノンバンク破産と、信連問題についてお伺いをしていただきたいと思います。

農水省は、年一回、各都道府県信連への行政検査を実施しておられます。各信連がどんなところにどの程度の融資を行つてゐるのか、おかしな融資をやつてゐるのかないのか、こういう問題を含めて、実態を把握しておられると思います。

経営面で行き詰まりを見せていた日債銀の系列ノンバンクのクラウン・リーシング、これに対し多くの信連が相当額の融資残高を持つてゐることも当然つかんでいたと思われます。個別信連」との融資残高については、農水省としてはそれは言えないと、ことだそうですが、少なくとも実態をつかんでいるということは間違いないと思いますが、この点をまず確認をさせていただきたいと思います。

(委員長退席、小平委員長代理着席)

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。

確かに信連それから共済連のクラウン・リーシング向けの貸し付け状況につきましては、検査を通じて承知をいたしております。ただ、先生今までおっしゃいましたように、検査の指摘の内容といふことは、弊行と致しましても、同社の経営計画が遂行されますよう主力行として、責任を持って万全の支援を行うとともに、弊行の系列リース会社としてさらに経営指導を強化し、本来のリース事業会社として育成を図る所存でございます。

このように念書で述べられてはいると報道されておりました。ただ、全般的に申し上げますと、信連、共済連の融資で検査をいたしました場合に、特定業種への過度の偏重を避けること、あるいは固定化債権の管理とか回収、経営不振や業況悪化先についても融資先の業況の把握を一層徹底する、さらには債権の保全に全力を尽くす、といった指摘をいたしているわけでございますが、個別の点については答弁を控えさせていただきたいと存じます。

○春名委員 本当にありがとうございます。

か。ぜひ御意見をお聞きしたいと思います。

○摩本国務大臣 日債銀の系列のノンバンクの処理に對しましては、系統としては、これまで日債銀の要請を受けまして、お話をございましたよう

に同社の再建に協力中であったわけです。ところが、今回突然の自己破産の申し立て、これは極めて遺憾なことであると主張をいたしております。

現段階では日債銀やクラウン・リーシングの債

権額や資産内容などが明らかでございませんの

で、系統金融機関への影響につきましては確たる

ことを申し上げることはできませんが、今後当事

者間の話し合いに移ると考えられますので、事態

の推移を見守ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、住専以外のノンバン

クの不良債権の処理につきましては、農協系統そ

れぞれの経営内部におきまして処理されることが

基本であると私どもは考えております。

○春名委員 極めて遺憾だということを私初めて聞きましたけれども、本当に遺憾なことですね。それで、そのことでもう少し事実関係も含めて確認をしておきたいし、今後の対策で重要なだと思

いますのでお聞きします。

今回の系列ノンバンクの破産処理を含む日債銀再建策の策定に大蔵省がかかってきたことは周知のことです。だから大蔵大臣が四月一日、直ちに日銀資金の出動などを含む支援策を打ち出しました。この支援策なのですけれども、この問題については大蔵から農水に事前の協議や連絡はありませんでした。

○熊澤政府委員 日債銀の経営の再建策につきましては、私ども、再建築が発表された当日、連絡、説明を受けておりますが、これは日本債券銀行のまことに銀行の再建策に関する連絡、説明でございます。これは基本的に大蔵省の所管事項でございます。そういう意味で、連絡、説明は受けたといっています。

○春名委員 当日に説明を受けたということで、事前とということではないわけあります。

それで、信連に対して監督責任を持つのは行政

庁、そして行政庁というものは農林水産大臣と大蔵

大臣両方です。信連の経営の健全性の確保に大蔵

も責任を持っているわけです。

クラウン・リーシングは、報道によりますと、

兵庫、静岡の各百三十億円など二十七信連で千三

百億円融資残高があつたということも報道されて

います。大変大きな打撃を受けることになるわけ

です。

昨年の十二月四日には、大蔵省の銀行局長、農

水産省の経済局長の連名で、経営の改善を要す

る信用農業協同組合連合会に対する経営改善計画

の提出等についての通達を、全国信連協会会長、農

業の改善を要する信連というの

は、同時にクラウン・

リーシングに相当の融資をしている信連とも重

なっていると思います。これは農水の皆さんも大

蔵も承知のはずであります。

大蔵は、経営の改善を要する信連だから経営改

善計画を出せと言ひながら、その経営改善計画を

掘り崩す措置を進めているのです。しかも、四月

一日以前にそういう事前協議も行われませんでし

た。余りにもひどいじゃありませんか。こういう

やり方に対して、やはりゼン農水大臣としてしつかりと厳しく指摘をしてほしいし、こういうやり方を前例にすることはできないと思うのです。

大銀行を救済するためには弱小金融機関が窮地

に陥っても構わないと言わんばかりのやり方がま

かり通りてしまえば、今回、検査を強化するとい

う改正案もありますけれども、農林系の金融機関

は一体どうなるのかという不安がやはり広がるわ

けであります。農水大臣も大蔵大臣も、農協組合

員などの貯金者の保護の行政責任を持っておりま

す。このことも確認を願いたいと思います。

同時に、これら農林系の金融機関をどうする

のかということがこれから大きな問題として、こ

の問題も一つのきっかけになら、投げかけら

れてまいります。信連などの経営に問題があるこ

とは明らかで、その改善は進めなければなりません

んです。だからといって、農村地域に密着した系統金

融の役割そのものを大競争原理のもとに切り捨てる

ていいのかということも今問われる、そういう事

態になっています。

ぜひこれらの点での農水大臣の基本認識、これ

いくという点での基本認識を伺っておきたいと思

います。

○熊澤政府委員 先ほど申しましたように、今回

大蔵省、日本銀行が判断をいたしましたのは、母

体行たる日本債券銀行の再建策、それに対する支

援の問題でございます。日本債券銀行と系列の子

会社との関係では、日本債券銀行と系列ノンバン

ク三社との間で法的処理で処理をするということ

で最終的に判断をしたというふうに聞いていると

ころでございます。

他方で、私ども、信連の問題につきましては、

信連全体の経営につきましては経営改善について

今後とも指導してまいるわけでございますが、既

に住専問題以来、信連自体、経営改善にはみずか

ら現在取り組んでいる最中でございます。

そして今回の問題につきましては、クラウン・

リーシングを初め系列ノンバンク三社が破産申請

をいたしておりまして、現在破産宣告が出されま

したので、その手続に入つたということです。

この破産の申請に対しましては、系統サイ

ドとしては、今回の日債銀及び日債銀系列ノン

バンクの処理につきまして、これまで日債銀の要請

を受けて同社の再建に協力中のところ、今回の突

然の自己破産の申し立ては極めて遺憾であるとい

うふうに主張をいたしております。

そういうことで、今後は当事者間の話し合い

に入るということで、かつ、現在の段階では

クラウン・リーシングの債権額とか資産内容がま

だ明らかになっていないという状態でございます

ので、どのような影響を与えるかについて確たる

ことを申し上げることはできないという状況にござります。今後、破産の手続、そして当事者間の

話合いに移るという状況でございますので、事

態の推移を見守ってまいりたいというふうに考え

ております。

なお、住専以外のノンバンクの不良債権の処理

については、公的な関与をしないというのが政府

の基本方針でございます。

○春名委員 続いて、短い時間ですけれども、生

産調整と減反について、一言質問させてもらいた

いと思います。

私の地元の高知県の橋本知事、それから岩手の

東和町、今、市町村から集落段階で割り当て面積

が示されて、話し合いが行われている段階なので

ですが、その目標を農家の自主的判断に任せせる、そ

ういうところも少なからず現時点で生まれてい

る。つまり、地方から反乱しているというような

事態が起こっている状況があるわけであります。

今までの生産調整のやり方について、今、真剣

な議論が求められているときじゃないでしよう

か。これを契機に真剣な議論が必要ですし、どこ

かにもっと改善すべきところがあるのじゃないか

ということが投げかけられているように思います

が、今の事態についての大蔵の御認識をお伺いし

たいと思います。

○熊澤政府委員 生産調整の問題につきましては、しばしば当委員会で御質疑をいただきましたので、御答弁申し上げておるところでございます。

この破産の申請に対しましては、系統サイ

ドとしては、今回の日債銀及び日債銀系列ノン

バンクの処理につきまして、これまで日債銀の要請

を受けて同社の再建に協力中のところ、今回の突

然の自己破産の申し立ては極めて遺憾であるとい

うふうに主張をいたしております。

そういうことで、今後は当事者間の話し合い

に入るということで、かつ、現在の段階では

クラウン・リーシングの債権額とか資産内容がま

だ明らかになっていないという状態でございます

ので、どのような影響を与えるかについて確たる

ことを申し上げることはできないという状況にござ

ります。今後、破産の手続、そして当事者間の

話合いに移るという状況でございますので、事

態の推移を見守ってまいりたいというふうに考え

たいのだけれども、今の需給ギャップがござ

ますから、すべてつくれば米価は暴落をする。今
でも、生産調整をして一千万トンの米をつくって
も米価は下がりきみだ。つくった米は、生産者が
流通市場で自主流通米として売らなきゃならぬ
い。こういう仕組みになっておるわけだからさう
すから、どうしても苦しい中で生産調整に協力を
していただいている、こういふことになっておる
わけでござります。

それで、この生産調整に協力をしまはアースム

ございましょうけれども、これは、生産調整をするのとによって米価が安定をする、その米価の安定化を、生産調整に協力しないでそのメリットだけをとる、こういうことではないまして、生産調整といふ批判もあることは御承知のとおりでございます。

この生産調整についていろいろな議論をすべきではないかという委員の御指摘、私も賛成でございまして、大いにそれは議論をしていきたいと願うし、例に挙げられました高知と東和町の問題題につきましても、それぞれ、生産調整の必要性、県、町の果たすべき役割については、現在においては御理解をいただいておるものと承知をいたしております。

○春名委員 洽みません。時間が参りましたので、一言で終わります。

生産調整は、米価の安定を重要な目的としておるわけです。文書にも書きました。では、飯農家が事実上減反をしなければならないという事態はどうとらえていますか。これは全然食糧法とは関係ないですね、恩恵を受けることがないわけですから。そのことに對しても怒りがあるのですね。實際、面積をやううと思えば、飯農家にむお願いしなければならないような面積があるわけですね。だから、中山間地域や小規模な農家の多いところなど、そういうところでもどんどんやらなければならない。こういう問題は検討の余地があるのじゃないでしょうか。

かないと。その辺をよく指導をされるといいます
か、その辺はいかがですか。これを最後にします
から、ぜひよろしくお願ひします。

○高木(農)政府委員 今お話をありました飯米農家
ですけれども、これはどこのラインで線を引くか
ということですが、仮に三十アール未満というこ
とで線を引きますと、縮農農家の二割に相当する
わけでござります。したがって、その参加がない
ということになりますと、米の需給、価格に及ぼ
す影響は大きいわけでございますし、また、その
分がほかの農家にしわが寄る、こういうことにも
相なります。したがいまして、やはり飯米農家に
つきましても生産調整に理解と参加をいただくと
いうことは必要なことであろうと思つております。
なあ、市町村段階におきまして生産調整目標面
積を具体的に配分するに当たりまして、私どもと
して、一律に配分しろとか、そういうことは指導
しておりません。その市町村におきましての判断
で、現実、実態としては、小規模な方に配慮して
いる区域、市町村、あるいは大規模農家に配慮し
ている市町村、まあいろいろな場合があるという
ふうに承知をいたしております。

○春名委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○小平委員長代理 次に、前島秀行君。

○前島委員 金融監督庁の設置構想に伴つて、系
統金融に対する指導監督を強化しようというこ
だらうと思うのであります。従来、農、林、
水、それぞれの農政上の推進部局から、独立とい
いましょうか、直接官房の方に移るということ
は、ある意味だったら、検査監督を中心的にとい
いましょうか、やや現場との緊張関係を保つ、そ
ういう目的があることはわかるし、またそれも必
要だ、こういうふうに思うわけであります。

片面、系統金融というのは、私は、農政の推進
の一翼といいましょうか、農政推進における金融
活動というのはどうあるべきかという観点でこの
系統金融というのは推進されるべきだらうと思い

そうすると、農政を推進する一環としてこの
信用事業ということがある。この指導監督といふ
のが分離してしまって、果たして関係ないところ
でいいのかなという面も私は片方であるような気が
がします。そこがやはり民間の金融機関とは連絡
だろうし、同時にまた、系統金融がこういう信託
事業をやる意味もそこにあるだろうと思うわけで
あります。

そういうことをいろいろ考えますと、やはり、
検査監督を厳密にしていくという側面と、農政を確
実に推進する上でそれをどう位置づけていくか、この二
調整をどうしていくのか、こういう面がまた今後
非常に重要だうと私は思つてゐるわけでありま
す。その辺のところを基本的にどう認識し、進め
ていこうとするのか、お考えを聞かせていただき
たいと思っています。

〔小平委員長代理退席、委員長着席〕

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。
まさに先生の御指摘の点に私ども腐心をしてい
るわけでござります。

今回の設置法の改正で御提示申上げておりますのは、確かに、指導監督部局と検査部局との間で一定の緊張関係を持つ、距離を置く、そういうことによって客観的な検査ができる、適正な検査

ができる、かつ検査が効率的でできる、それをわざいとしているわけでござります。

とに行われているということも事実でございま
す。そういう意味では、検査の際に担当の指導監
督部局の指導方針なりあるいは農政の方向なり、
そういうものを把握しながら検査が行われるよ

「うう」とか大変重要な側面でもあります。その意味で、今回大臣官房に検査部を「一元化」たわけでござりますけれども、同じ省内のことでもございます。指導監督部局すなわち経済局、林

野庁、水産庁、それぞれに適時適切に大臣官房の検査部と連携調整を図りつつ、有機的な連携のま

とにかく一定の緊張関係を保つつ、調和のとれた関係をもって検査に臨む、あるいは指導監督に臨む、そういう観点において検査と指導監督を推進するということが重要であるというふうに考えております。

○前島委員 検査監督をあいまいにするという意味ではないのですけれども、びしっとやると同時に、やはり農政の推進という一つの重要な側面をぜひ忘れないで、十分その辺を理解した上で事を進めてほしいということをお願いをしておきます。

それから次に、住専問題の際に、系統金融、系統の信用事業のあり方、信用事業に対する厳しい国民の目というのが私は注がれてきたと思うのです。そのとき、同時にまた、農協が本来の農協に戻るべきではないのか、こういうことが強く言われただろうと思つています。いわゆる農協系統の信用事業というのは、民間と違つて営利追求第一主義ではないかぬではないか、もっと農政上の、あるいは農民のためのことを言われたと思うのですね。その代表的なのが營農指導というくだらうと思うわけであります。

そういう面で、やはり改めて農協の信用事業のあり方ということは問われているし、片や地域的にも農村社会が大きく変化をしてきている。そして金融自由化という厳しい状況にさらされていく。その辺のところをさまざま考えますと、本当にこれから農協信用事業のあり方ということだが、厳しいものがあるだらうと思うわけですね。

本来の農協のあり方、協同組合主義に戻れといふ側面と、片や農政推進の上でやはり信用事業も必要なのだ、しかし時代の流れの中で、都市化が進み競争が激しくなってきて金融自由化があれしゃくる。先ほど日野先生の御質問にもあったように、やはりこの系統の信用事業というのは、民間のまねをしてはだめなのだ、やはり特色ある、個性のある、目的のはっきりしたものでないとだめだらう、こういうふうに私たち思うわけでありま

そういう面で、これから農協の信用事業といふのは、一体どういうふうに進めようとしているのか、この厳しい状況の中で、どうこの競争の中で勝ち抜き、その過程を通じて目的を達成しようとしているのか、その辺のところの基本的なこれから進め方について考え方を伺いたいと思います。

○熊澤政府委員 まさに先生御指摘のとおり、農業、農村をめぐる環境の変化の中で、農協の経営のあり方というのは大変厳しくなっているということはそのとおりでございます。

そのためには、農協系統全体といたしましては、系統組織の事業の一級化、組織の一級化といふことで、一〇〇〇年を目指して現在自主的な取り組みを進めているわけでございます。信用事業につきましても、その一環として、信用事業体制の強化、改善、合理化、これを進めていくわけでございます。その際に、基本的には、農系、農協系統の資金を農業分野に投資をする。第一義的には農業分野に投資をするというのが基本的な姿勢でございます。

しかしながら、昨今の農業、農村をめぐる状況の中では、農業投資にも限界がございます。そのような意味で、上部の団体に資金を預託するあるいは債券の運用をする、そういう面もあるわけございます。

しかししながら、全般を通じまして、組織を強化し、リストラを実行し、融資体制を強化し、金融機関の一員として競争をしていけるような体质に強化していくことも必要でございます。そのため、私ども先般の農協改革二法で御提示をいたしました幾つかの要素がござります。

例えば、農協の合併が基本的にあるわけでございますが、その上で、信連と中金の統合、あるいは事業の譲渡、そういうものがございます。さらには、執行体制の強化、これは融資のプロの養成ということでございますが、そういうたいわゆる融資執行体制の強化、さらに、金融機関としてやはり自己資本がきちっと達成していないと運用面

での不安があるということで、自己資本の充実ということも考えてございます。同時に、外部からそういう経営体制をきちっと監査をする、それは監査によって経営の健全化を指摘し、改善を図っていく、そういう措置を講じたところでございます。

現在、そついた要素を踏まえまして、これは信用事業も含みまして、系統全体で組織事業の一級化、経営改善に鋭意取り組んでいるところでございますので、私ども、そういう運動に対しまして、方向に対しまして、支援をきちっとして指導してまいりたいというふうに考えております。

○前島委員 信連の検査の担当といいましょうか、当たるのは、地方農政局ですね。信連の活動というものは、県を超えてかなりの広範囲にわたつて、私たちは、地方農政局であります。信連に対する検査体制というものは地方農政局に任せていよいかなというふうな気がいたします。ある意味で中央がある程度責任を持つということも必要ではないかと思いますが、地方農政局に任せていよいかなといつ、実態的な、実務的なことを考えるだけですが、地方農政局に任せていよいかなといつ、実態的な、実務的なことを考える中では、農業投資にも限界がございます。そのとも中央が応援に出るのか、その辺のところ、ちょっとと考え方を聞かせてください。

○熊澤政府委員 確かに、県の信連の信用事業の規模、内容から、県の農政局の職員の検査だけではなく、全般を通じまして、組織を強化し、金融機関の一員として競争をしていけるよう体质に強化していくことも必要でございます。そのため、私ども先般の農協改革二法で御提示をいたしました幾つかの要素がござります。

そういう観点から、従来も、地方農政局の検査員と本省の検査員が合同で検査を実施する、それには不十分ではないかということは従来からございました。

○前島委員 確かに先生言われるとおりであります。漁協系統組織に対する指導監査の充実でございますが、確かに先生言われるとおりであると思います。漁協系統の監査事業にかかる指導を今後どう考へておられるのかを聞かせていただきたいと思います。

○鷹田政府委員 漁協系統組織に対します指導監査の充実でございますが、確かに先生言われるとおりであると思います。漁協系統の監査事業にかかる監査の実施率の向上を図るために、全漁連におきまして、監査士養成研修の充実、それから取り組みの強化というようなことを行っているところでございます。

他方、現在、今国会で御審議をお願いしたいとお思っております。水産業協同組合法の一部改正法案においております。最近では、例えば平成六年度では十一連合会、平成七年度におきましては十八の連合会、平成八年度は二十の連合会につきましては、漁連の監査水準を向上させる。これは、公認会計士と契約を結びまして、そのノウハウを活用するというようなことでござりますが、そのようなことによりまして全漁連の監査水準を向上させた上

査の拡充、充実には努めてまいりたいというふうに考えております。

○前島委員 漁連関係、森林組合関係の検査あるいは指導監査の充実ということが、私、非常に重いです。そこで、漁連関係については、組合員数と指導監督担当者、あるいは内部監査の実施率なんか見ますと、やはり農協よりも森林組合関係より一段と漁連関係の方が落ちているわけでありますし、また、地域の特性といふことも考えますと、これはやはり漁連がこの信用事業をどの程度やる能力があるのかということは、大きな課題でもあるし、さらに一層この指導を強めていかないと、正直なところ、よく問題が起る。率直に言つて、私たちの地域にもちよくちょく問題が起こっているところでありまして、やはり漁連関係の信用事業のあり方に対する指導というのはさらには、信連に対する検査実施率の向上を図つていただけるというふうに私たち地域から見ても感ずること多々あるわけであります。

そういう面で、この漁連の関係の信用事業に対する指導を今後どう考へておられるのかを聞かせていただきたく思います。

○鷹田政府委員 漁協系統組織に対します指導監査の充実でございますが、確かに先生言われるとおりであると思います。漁協系統の監査事業にかかる監査の実施率の向上につきまして引き続き指導監査部の設置にあわせまして、検査官の増員も図るということになつております。今後とも、信漁連に対する検査実施率の向上を図つていただきたいというふうに考えております。

また、都道府県の検査体制につきまして、専門的知識を持ちました検査職員の計画的な養成等に指導してきたところでございますが、今後とも、この検査実施率の向上につきまして引き続き指導監査部の設置にあわせまして、検査官の増員も図るということになつております。

○前島委員 次に、堀込征雄君。

○堀込委員 先ほど来この法案の審議をお聞きしてきたわけであります。指導監督部局と検査部との関係がちょっと明確でないわけで、よくわからないのですが、どちらがどういう権限を持って、どちらにどういう責任が生じるのかという問題であります。

日本の場合、行政責任というのは非常に不明確になります。しかし、これから権限と検査部との関係がちょっと明確でないわけで、よくわからないのですが、どちらがどういう権限を持って、どちらにどういう責任が生じるのかという問題であります。

そういうものもある程度求めていく、そういう時代になつてきているわけであります。私は、そう

いう意味で、行政責任といいますか、この新しい検査機構の一元化を含めて、どちらにどういう権限があるって、どういう責任を負えるのかということをやはり明確にしていく必要があるのではないかというふうに思うわけであります。

例えば、林業白書なんかが先日いただきましたけれども、どうやらあの赤字も、私ども、改善計画のときどきの委員会で本当に長時間論議をして、大丈夫なのかということを申し上げてまいりました。しかし行政当局は、大丈夫です、これでちゃんとやりますといふことを言ってきたが、どうやら国負担を求めるような方向が検討されているというようなことになってきてるわけです。一体これはどういう行政責任が生じるのかという問題、やはりそういう問題になつてくると思うのですよ。行政側もこれから時代、そういうことをある程度明確にしていかなければならぬのではないかと私は思つわけであります。

そういう意味で、やや具体的に、指導監督部局と大臣官房に移る検査部との関係について伺いたいわけであります。

例えば、住専問題のときに、銀行局長と経済局長、寺村・眞鍋の覚書というのがあったわけです。ね。行政の局長がこの覚書を、金利をどうするというところまで実はやってしまって、これが住専処理のときに一つの混乱要因になつたことは事実であります。こういった責任は、今度の検査の中で、検査部でそういうことまで指導監督部署に対して指摘をしていける仕組みになったのかどうか、こういう点をひとつせひ伺いたいわけであります。

もう一つは、農協系統が五兆五千億円住専に融資をいたしました。これは農水省の定期検査での都度報告を受けて、これも承知しておったわけですね。それに対しても適切な指導があつたか。どうも、あのときの委員会の経過を見ると、余りそういう形跡は見られなかつた。こうした監督責任、指導責任というのが今度の新しい検査の一元化によって相当程度克服をされていくのかどうか

けであります。その点についていかがでございましょうか。

○熊澤政府委員 様々な問題意識として私ども持つわざであります。

検査と指導監督の権限の役割分担でございますけれども、基本的には、検査部門が信用事業、販売事業を含めまして検査内容を精査し、その結果として、信用事業の執行の状況の中不明朗な点があれば指摘をし、改善を指示するということがござります。それが基本的な検査の姿勢であると存じます。

他方、指導監督部局につきましては、そうした個別の指摘に各系統組織がみずから対応するというのが基本でござりますけれども、それを超えて、基本的に全国統一的に指導方針を統一する。そういう経営改善命令の全体的な指揮、全体的な指導、といった局面になれば、それは指導監督部門が担当するということでござります。

先ほど先生が例示をされた部分については、なかなか答えにくい点がござります。

○堀込委員 答えにくいと。

前段の話はともかくとして、では後段の、例えば五兆五千億円を専門に、ほかの金融機関がどんどん融資を引き揚げたときに、系統金融だけがどんどんふやしていくたという実態があるわけですね。それを農水省はつかんでいたわけです。そういう指導監督というのはどちらでやるようになりますか。

○堤政府委員 系統のそれぞれの金融機関としての貸し付けにつきまして、一般的にはそれぞれの指導監督部門におきまして指導していくということでござりますけれども、検査の際に、特定のところに貸し込んでいるなどいうことで、偏重している、そのことが系統金融機関としての健全性と、いう観点から見て好ましくないという事態であれば、それは検査という観点からの指摘もできると、いうふうに考えております。

○堀込委員 ちょっと明確でないので、だから、検査部局と、そして、例えば農協であれば経済同

をを中心とした指導監督部署が残るわけでありますから、これなんか、責任のなすり合いとかそういうことではなしに、やはり検査は検査できちんと指摘すべきはするという、金融のディスクロー・ジャヤーも進む時代でありますから、その辺を要望したいと思います。

そこで、以下、今までの論議もございましたが、系統金融の実態について若干伺つておきたいわけであります。

ビッグバンの話から始まつていろいろ大変な時代に入つてくるわけでありますから、何といっても、不良債権の処理をどういうふうに進めるかが、いうのがこれから時代、銀行もそうでしょし、系統金融にとってもそれは例外ではない、こういうふうに思うわけであります。昨年の三月の時点では、系統農協の不良債権、五千二十一億円というふうに報告をいただいておりますし、その後の国会で私が質問した時点では、大分減らして一千九百億円ぐらくなっているのではないかということを時の経済局長から答弁をいただいております。

そこで、中金、信連の、現時点における不良債権の大体掌握している数字、それから、今年度決算でどの程度償却を予定しているか、もしつかんでいたらお聞かせください。

○熊澤政府委員 本年の決算につきましては、まだ私ども報告を受けていない状況でございますので、数字を申し上げることはできませんが、農林中金と信連の不良債権の額につきましては、昨年九月時点の公表数字が最終数字でございますが、これによりますと、二千四百八十億円というのが不良債権の数字でございます。

○堀込委員 そこで、これから金融業界は大変なことになるわけでありまして、とりわけ来年の大改革に間に合わせなきやいけないというところに来ておると思うわけであります。ディスクローディマーの推進、それから早期是正措置の導入に伴う自「資本の充実」だとかいろんな課題を抱えているわけでありまして、多分、農水省も適切な指導

をされてはいるだらう、こういふに思います。こうした来年に向けた系統農協の進歩状況といいますか準備状況といいますか、着実にクリアできて競争時代に突入していけるだらう、こういうふうに見ていいかどうか、どんな進歩状況なんか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生が御指摘になりましたように、平成十年度から早期是正措置が導入されるというござりますので、現在、系統みずからその対策の推進を進めているところでございますが、一つにはディスクロージャーでござります。

これは、農林中央金庫はすべて開示をいたしておりますが、信連、さらには貯金量の大きい農協、具体的には、貯金量一千億円以上の農協とそれ以外の農協に分けまして、順次、来年の三月期に向けまして経営の内容を公表するということで対応を図っているところでござります。

また、経営内容の改善につきましては、昨年の十一月に、自己資本が一定基準以下の農協に対しましては、内部留保の充実と自己資本の比率の向上に向けた経営改善を促すための通達を発出しておるわけでござります。

さらに、昨年成立をさせていただきました農協法の改正の中で、最低出資金制度の導入、法定準備金の積立基準の引き上げ、そういう措置を講じております。

そういったことの中でも、現在、系統を挙げて内部留保の経営改善計画に取り組んでいるところでござりますので、私ども、そういった系統組織の推進の動き、進め方につきまして、十分に連携をとりながら指導してまいりたいというふうに考えております。

○堀込委員 先ほど不良債権の額がございました。さつきもちょっと質問ありました、日債銀のノンバンク三社のうち、クラウン・リーシングだけで報道によれば実は二千四百億円以上あつて、そのうち半分ぐらいは不良債権になるだろ

う、こういうふうに言われておるわけですね。

その問題は別にして、今度は日債銀系の系列ノンバンクがもういきなり裁判所に破産申請したと

いうのは、母体行主義をかなり捨てていきなりやったというところに特徴があるわけでありまし

て、このほかにも、恐らく系列ノンバンクではな

い、ちらちら新聞にも出ますけれども、いろいろなものがあるのではないか。系統農協の経営に与

える影響も心配しているわけであります。

そういう意味で、今度の破産申請をいきなりやつていくというのは金融界の前例としてはない

わけでありまして、今後の系統農協の不良債権処理に対する前例としてやや心配はしているわけであります、その辺、見解はいかがですか。

○熊澤政府委員 今回の日債銀の再建と系列ノンバンクの法的処理、すなわち破産手続による処理ということにつきましては、基本的には、私どもが説明を受けているところでは、母体行たる日債銀自身が経営危機に直面をしている、そういうことで、日本債券銀行自身が基本的、抜本的なリストラをせざるを得なかつた、そういう状況の中で、系列ノンバンクにつきましては法的処理に移行せざるを得なかつた、それは日本債券銀行と系列ノンバンクの間の最終判断であるというふうに聞いているわけでございます。したがいまして、この場合には、まさに母体行たる日債銀の経営が危機に直面しているという状態があるということございます。

他方、先生の御指摘のありました農協系統の資金が入っておりますクラウン・リーシングにつきましては、現在、資産の内容がまだ明確になっていないという状況でござりますので、具体的な個々の影響について申し上げることはなかなか難しいという状況にはござります。

今後、破産手続あるいは当事者間の話し合いが入るという状態でござりますので、私ども、実態の推移は十分見守つてしまいたいというふうに考えております。

○鷹込委員 終わります。

○石橋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○石橋委員長 これより討論に入るのあります

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○石橋委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石橋委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

平成九年四月二十五日印刷

平成九年四月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局